

## 随意契約・オープンカウンタ方式による見積り依頼公告

次のとおり随意契約・オープンカウンタ方式による見積り合せを行うので、公告する。

### 1. 随意契約・オープンカウンタ方式による見積り合せに付する事項

- 見 積 り 合 せ 件 名 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事
- 工 事 場 所 大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
- 工 事 概 要 車庫の泡消火設備一斉開放弁における2次側配管への点検用バルブ取付等
- 工 事 期 間 契 約 締 結 日 から 令 和 7 年 3 月 28 日

### 2. 随意契約・オープンカウンタ方式による見積り合せに参加する者に必要な資格に関する事項

- 令和5・6年度財務省近畿地区競争参加資格審査において、(業種区分) 管工事 (決定等級) 「A」、「B」又は「C」及び(業種区分) 消防施設工事 (決定等級) 「A」、「B」又は「C」と等級決定された者で、責任を持って工事を完成できる者であること。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。  
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官等が実施した見積り合せの落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは見積り合せ等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る、直接的、かつ、恒常的な雇用関係のある主任技術者を工事現場に配置することができる者であること。
- 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 下記3.(2)の見積り合せ参加申込みを行い、かつ、仕様書等の交付を受けた者で、見積り合せ参加資格の審査に合格した者であること。

### 3. 契約条項を示す場所及び見積り合せ参加申込みに関する事項

- 契約条項を示す場所及び見積り合せ参加申込等を行う場所  
大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 1階  
近畿財務局 総務部 合同庁舎管理官 電話 06(6949)6461(直通)
- 見積り合せ参加申込み及び仕様書等の交付

見積り合せ参加希望者は、下記の提出書類を(1)の場所へ持参又は郵送にて提出し、見積り合せ参加申込みを行うこと。

- 提出書類：① 上記2.(1)に係る等級決定通知書又は資格審査結果通知書いずれかの写し。  
② 上記2.(6)に係る配置予定技術者申請書(別紙1)、資格者証の写し等。  
③ 指名停止等に関する申出書(別紙2)  
④ 誓約書(その1)(別紙4)  
⑤ 誓約書(その2)(別紙5)、及び、役員等名簿(別紙6)  
⑥ 見積り合せ参加資格確認申請書(別紙7)

仕様書等の交付：提出書類の確認後、仕様書等を交付する。

受付期間及び仕様書交付期間：

令和7年1月15日(水曜日)から令和7年1月21日(火曜日) (受付時間 9時～12時 13時～16時30分)

### (3) 見積り合せ参加資格の確認

見積り合せ参加資格審査の結果、「不合格」となった場合のみ 令和7年1月22日(水曜日) に書面通知する。

なお、見積り合せ参加資格が「不合格」の場合には、見積り合せに参加できない。

### 4. 見積り合せ事項等説明及び見積り合せの日時及び場所

- 現 場 説 明 省 略
- 見 積 書 受 領 期 間 日 時：令和7年1月28日(火曜日) まで(受領時間 9時～12時 13時～16時30分必着)
- 見 積 り 合 せ 日 時 及 び 場 所 日 時：令和7年1月29日(水曜日) 11時00分  
場 所：大阪合同庁舎第4号館 1階 合同庁舎管理室準備室

### 5. 契約保証金

免除。

### 6. 見積書の無効

本公告に示した参加資格のない者が行った見積書の提出、見積り合せ参加資格確認申請書又は提出書類に虚偽の記載をした者が行った見積書、及び見積り合せに関する条件に違反した見積書の提出は無効とする。

### 7. 見積書の記載金額について

契約に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、見積書には、見積りが消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

### 8. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。

### 9. その他

当局の作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書の提出を行った者を落札者とする。

以 上

令和7年1月15日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 中田 慎一

# 随意契約・オープンカウンタ方式による見積依頼説明書

( 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事 )

## 1. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官 近畿財務局総務部次長 中田 慎一
- (2) 所属する部局 近畿財務局
- (3) 所在地 〒540-8550 大阪市中央区大手前4丁目1番76号  
大阪合同庁舎第4号館

## 2. 仕様書等の交付

- ① 持参による見積り合せ参加申込の場合  
見積依頼公告3.(2)の提出書類の提出が確認された後、見積依頼公告3.(1)の場所にて交付する。
- ② 郵送による見積り合せ参加申込の場合  
見積依頼公告3.(2)の提出書類の提出が確認された後、郵送により交付する。  
なお、メールアドレスへの送信を希望する場合は、誓約書(その1)(別紙4)に送信を希望するメールアドレスを記載すること。

## 3. 問い合わせ等

- (1) 仕様書に関し質疑等がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、  
令和7年1月23日(木曜日) 14時 までに、見積依頼公告3.(1)に記載の場所へ提出(郵送可)  
または下記メールアドレス宛に送信すること。

なお、質問書を提出した際は、見積依頼公告3.(1)へその旨を連絡すること。

メールアドレス： kinki\_goucho@kk.lfb-mof.go.jp

(※「lfb-mof」→エル・エフ・ビー・ハイフン・エム・オー・エフ)

メール表題：「大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事」質問書提出 と記載

- (2) (1)の質疑等に対する回答は、以下のとおり閲覧等に供するので、見積書提出までに必ず確認すること。なお、閲覧の際、希望者には写しを交付するので申し出ること。

### ① 閲覧・交付日時

令和7年1月24日(金曜日) 14時 から

令和7年1月28日(火曜日) 16時30分 まで

### ② 閲覧・交付場所

見積依頼公告3.(1)の場所

### ③ 電子メールで送信を希望する場合

3.(1)のメールアドレス宛に、令和7年1月23日(木曜日)までに下記のとおり  
送信希望メールを送信し、着信を確認すること。

・メール表題：「大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事」 回答書希望 と記載

・メール本文： 見積り合せ者氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)、連絡先を記載

なお、希望者のメールソフトの設定等により、当局とのメール送受信ができない場合は、閲覧又は写しの交付を受けること。

- (3) 見積依頼公告3.(3)に定める見積り合せ参加資格審査の結果、不合格となった理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合、その旨を記した書面を 令和7年1月23日(木曜日)

16時30分までに、見積依頼公告3.(1)へ提出すること。

- (4) 仕様書以外に関する事項の問い合わせ

見積依頼公告3.(1)に同じ

#### 4. 見積り合せの実施方法

##### (1) 共通事項

- ① 見積り合せに参加しようとする者は、見積り依頼公告、見積り依頼説明書及び仕様書等を十分承知すること。
- ② 提出した見積書等の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ③ 見積り合せ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- ④ 見積り合せ参加者又はその代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）は、本件見積り合せにおいて他の見積り合せ参加者の代理人等を兼ねることはできない。

##### (2) 見積書等の提出

- ① 見積書は、改ざんを防ぐため、ボールペン又はペン等、容易に文字を消せない筆記具で記載すること。
- ② 見積書等は、見積り依頼公告4.(2)に定める見積書受領期間までに、見積り依頼公告3.(1)に記載の場所へ持参又は郵送により提出すること。  
(令和7年1月28日 16時30分 必着)
- ③ 見積書は封筒に入れ、かつ、表面に見積り合せ参加者氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び『令和7年1月29日 見積り合せ 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事 見積書在中』と記載すること。
- ④ 代理人又は復代理人が見積り合せを行う場合は、代理人用（別紙3）又は復代理人用（別紙3(1)と(2)）の委任状を見積書等の提出までに、見積り依頼公告3.(1)に記載の場所へ提出すること。

##### (3) 見積書の要件

見積り依頼公告6に定めるほか、次の各号に該当する見積書は無効とする。

- ① 見積金額、見積り合せ参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び見積り合せ参加者の押印のない見積書。（代理人等が見積り合せする場合は、代理人等の氏名を併せて記入のうえ、委任状に捺印した代理人等の印を押印すること。）
- ② 見積金額の記載がない、または明確でない見積書。
- ③ 見積金額の記載を訂正した見積書であって、その訂正について見積り合せ参加者の印（代理人等が見積り合せする場合は委任状に捺印した代理人等の印）を押していない見積書。
- ④ 見積り合せに参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）又は代理人等の氏名が明確でない見積書。
- ⑤ 見積書の日付が明確でない、あるいは見積書受領期間以後の日付が記載されている見積書。
- ⑥ 見積書における商号又は名称及び代表者欄については、委任状の有無にかかわらず代理人又は復代理人名で記名押印されている見積書。
- ⑦ ボールペン又はペン等容易に文字を消せない筆記具で記載していない見積書。

#### 5. 見積り合せの実施

見積り合せ参加に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 見積り合せの結果、契約相手方となるべき見積り合せ参加者がいない場合、再度見積り合せの日程を改めて連絡する。
- (2) 契約相手方となるべき者が2人以上あるときは、当局の立会者がくじを引いて契約相手方を決定するものとする。

#### 6. その他

- (1) 見積り合せ及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金  
免除。
- (3) 契約条項  
「契約書（案）」による。
- (4) 支払いの条件  
「契約書（案）」による。

- (5) 公共工事からの社会保険等未加入建設業者の排除について  
受注者は、原則として社会保険等未加入建設業者を下請負人または下請契約の相手方としてはならない。
- (6) その他
- ① 本件見積り合せに参加するために生じる一切の費用は、参加者の負担とする。
  - ② 見積り合せ参加申込みに係る下記提出書類（別紙1, 2, 4及び5）の会社名・代表者氏名欄については、令和5・6年度財務省近畿地区競争参加資格審査により通知した、等級決定通知書に記載されている会社名及び代表者氏名を記名の上、提出すること。  
なお、会社名及び代表者氏名の変更届済の場合はこの限りでない。
    - イ. （別紙1）「配置予定技術者申請書」
    - ロ. （別紙2）「指名停止等に関する申出書」
    - ハ. （別紙4）「誓約書（その1）」
    - ニ. （別紙5）「誓約書（その2）」
- （注）上記提出書類は当局所定の様式を使用すること。
- ③ 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。（別紙8 参考）

令和 年 月 日

## 配置予定技術者申請書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

見積り合せ件名： 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事

フリガナ	
氏 名	
入 社 年 月	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月入社
資 格 名	

※以下の資料を添付すること。

- ① 資格者証の写し
- ② 配置予定技術者と見積り合せ参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある期間が、見積り合せ参加申込以前3か月以上であることが証明できる証（保険証等）の写し  
 ※被保険者証の写し：保険者番号及び被保険者等記号・番号について、黒塗りやマスキングが施された写し
- ③ 実務経験をもって資格要件とする場合は、別添「実務経歴書」

## 実 務 経 歴 書

氏 名	
最終学歴	(注) 学科まで記入すること。

期 間	工 事 名 称	役 職	備 考
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

(注1) 従事した期間(各工事の期間が重複しないよう注意)の累計が必要経験年数を満たすように記載(適宜様式を追加)すること。

(注2) 現在の所属と異なる会社での実績の場合は、備考欄に会社名を記入する。

令和 年 月 日

## 指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

法人番号 ( )

\* 国税庁が定める13桁の番号を記入してください。

件 名： 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事  
の見積り合せに当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本見積り合せには参加いたしません。

## 委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

代理人 住 所

所属（役職名）

代理人氏名

㊞

当社は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記権限を委任します。

### 記

1. 委任事項 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事  
に係る見積り合せに関する一切の権限

2. 委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

(委任日) から (見積り合せ日)

以 上



## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代理人氏名 ⑩

復代理人 住 所

所属（役職名）

復代理人氏名 ⑩

私は \_\_\_\_\_ を復代理人と定め、下記権限を委任します。

### 記

1. 委任事項 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事  
に係る見積り合せに関する一切の権限
  
2. 委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日  
(委任日) から (見積り合せ日)

以上

## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

④

代理人 住 所

所属（役職名）

代理人氏名

④

当社は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記権限を委任します。

### 記

1. 委任事項 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事  
に係る見積り合せに関する一切の権限  
及び復代理人選任に関する権限

2. 委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日  
(委任日) から (見積り合せ日)

以上

## 誓 約 書 (その1)

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者氏名・連絡先)

当社は、下記工事に係る見積り合せ参加あるいは工事請負に関連し以下の事項を誓約します。

- 1 近畿財務局(以下「当局」という。)から交付された設計図書等(電子データを含む。により知り得た一切の情報について、当社・協力企業・下請企業及び各企業の社員等においてその秘密性を守り、本件見積り合せ参加及び本件業務以外の目的での使用、情報の漏えい等しないこと。
- 2 本誓約書に違反し、当局又は国に損害を与えた場合、当社が損害賠償の責を負うこと。
- 3 本誓約書に違反し、当局が競争参加資格停止等の措置に係る調査を実施するときは協力すること。

## 記

件 名： 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事

仕様書等の送信希望メールアドレス：

※メールアドレスへの送信を希望する場合

## 誓 約 書 (その2)

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※添付資料：役員等名簿

## 役員等名簿

法人（個人）名：

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男・ 女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名(フリガナ)」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

## 見積り合せ参加資格確認申請書

受付番号 \_\_\_\_\_

件名 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事

上記工事の見積り合せ参加を申し込みます。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

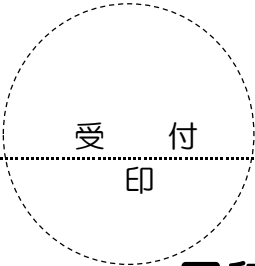
申込者：住 所

(ふりがな)

商号又は名称

担当者名

連絡先


 受付  
印

## 見積り合せ参加資格確認申請書受付票

件名 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事

上記工事の見積り合せ参加の申し込みを受付しました。

令和 年 月 日

商号又は名称 \_\_\_\_\_ 殿

近畿財務局総務部合同庁舎管理官

注 意 事 項

- この受付票は、見積書提出の際に提出すること。  
(ただし、失念した場合は後日提出すること。)
- 質問等については、「随意契約・オープンカウンタ方式による見積依頼説明書」に記載の方法により照会すること。
- 受付受理後、当局の審査において見積り合せ参加資格が不合格であると判断したものは別途文書で通知する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

住 所

氏名又は会社名

代表者氏名

---

  
(代理人又は復代理人)

氏 名

## 通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

入札件名: 大阪合同庁舎第2号館車庫泡消火設備一斉開放弁2次側バルブ取付等工事

主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※: (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: (例) 報道等のURL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※: (例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: (例) 報道等のURL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項(空欄可)(自由記述: 上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

---

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。